

## 豊橋観光アンバサダー選定基準

### (目的)

第1条 この基準は、豊橋観光アンバサダー（以下「観光アンバサダー」という。）を選定するための基準を設けることにより、観光アンバサダーによるプロモーション活動を通じて、豊橋市（以下「本市」という。）への誘客や地域消費の促進を図り、本市の観光振興に資することを目的として定める。

### (任命等)

第2条 豊橋市長（以下「市長」という。）は、観光アンバサダーへの就任を申し出た者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（もの）、またはその他市長が特別に認める者（もの）を観光アンバサダーとして委嘱する。

(1) 個人アンバサダー：本市とゆかりのある芸能人、著名人等で、次の要件をすべて満たす者。

ア 本市出身または長年の居住歴、本市を拠点とした継続的な活動歴がある等、本市と深いゆかりがある者。

イ 全国的な認知度がある者、報道実績が豊富にある者、SNSフォロワー数が10万人以上の影響力を持つ者、全国区のメディアで情報発信が可能な者等、知名度、発信力、影響力を一定以上有する者。

ウ 第5条に掲げる任務を遂行することで、観光客の誘致や市内経済への波及効果が見込める等、本市の観光振興に貢献できる者。

(2) 商品アンバサダー：本市にゆかりのある企業・団体や商品・サービス等で、次の要件をすべて満たすもの。

ア 本市に本社や工場、生産拠点がある、または本市の地域限定商品を展開している企業で10年以上の生産実績や土産販売を行っている等、本市と深いゆかりがある企業や商品・サービス等。

イ 本市を連想させる全国的な認知度があるものや報道実績が豊富にあるもの、SNSフォロワー数が10万人以上の影響力を持つもの、全国区のメディアで情報発信が可能なもの等、知名度、発信力、影響力を一定以上有する企業や商品・サービス。

ウ 第5条に掲げる任務を遂行することで、観光客の誘致や市内経済への波及効果が見込める等、本市の観光振興に貢献できる企業・団体や商品・サービス。

エ 工場見学の提供、観光ツアー等、商品やサービスを活用した地域観光のコンテンツを有する、または有することが可能な企業や商品・サービス。

2 市長は、観光アンバサダーを委嘱したときは、当該観光アンバサダーに対して委嘱状を交付するものとする。

### (任期)

第3条 観光アンバサダーの任期は、委嘱した日から3年以内とする。

(解嘱)

第4条 市長は、観光アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合、観光アンバサダーを解嘱することができる。

- (1) 当事者（商品の場合は企業・団体を代表する者）から辞退の申出があったとき。
- (2) 次条に掲げる任務の遂行に支障があると認めるとき。
- (3) 観光アンバサダーの肩書を利用して、政治的活動、宗教的活動その他これらに類する活動を行ったと認めるとき。
- (4) その他、市長が特別の事由があると認めるとき。

(任務等)

第5条 観光アンバサダーは、次に掲げる任務を行うこととする。

- (1) 商品やサービス、保有するSNSやメディアを通じて、本市の情報を発信すること。
- (2) 商品やサービスを活用した施策等、本市の取り組みに積極的に参加・協力すること。

(観光アンバサダーの名称)

第6条 観光アンバサダーの名称は、案件ごとに別途定めるものとする。

(雑則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。なお、この基準は、社会情勢の変化や観光戦略の見直しに応じて、適宜改定することができる。

附 則

この基準は、令和7年4月24日から施行する。